

求人票ご提出についてのお願い

九州職業能力開発大学校 キャリア支援室

当大学校の職業紹介事業については、「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」に基づき実施しており、適切な職業紹介事業の運営が求められています。

つきましては「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(最終改正 令和4年厚生労働省告示第143号)に則り対処する必要がございますので、求人事業主の皆さまにおかれましては、同ページの下記資料をご確認のうえ、求人関連書類のご準備をお願いいたします。

- ・若者の募集・採用等に関する指針 ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します
- ・改正職業安定法（求人不受理）について
- ・新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください

求人票のご提出にあたっては、次の事項もあわせてご確認ください。

1 自己申告書及び青少年雇用情報シートについて

- ・求人をご提供いただくにあたり『自己申告書（チェックシート）』の提出が必要となります。また、上記指針により就労実態等の職場情報も併せて提供することが望ましいとされていることより、『青少年雇用情報シート』の提出が努力義務となります。

※自己申告書の提出がない場合、求人を受理することができませんのでご注意ください

2 記入上の注意点

- ・□の項目については該当する場合□を■に変更してください。
- ・事業内容についてできるだけ具体的な記入をお願いします。また、小分類番号の記入にあたっては求人票裏面の一覧表から貴社の業種を選択しその番号をご記入ください。
- ・募集対象の学科に○をつけてください。従事する職種について必ずご記入ください。また、勤務予定地や必要となる資格についてのご記入もお願いします。
- ・説明会、選考日程等が決定されている場合は、該当欄に記入してください。
- ・企業特記欄については貴社のPR事項や求人条件の補足等をご利用ください。

3 給与項目の記載について

- ・基本給の欄には「固定残業代（一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金）」を除いた額を表示してください。
- ・固定残業代の欄には固定残業代として支払われる賃金額及び労働時間数を表示してください。
- ・手当欄に固定残業代を含む手当の記入はしないでください。

4 求人票様式について

- ・当大学校の求人票以外の様式も受付できます。その際も固定残業代の表示は上記3同様でお願いします。

5 提出方法について

- ・自己申告書とともに郵送またはEメール等でご提出ください。
- ・郵送の場合は貴社の会社案内等を同封してください。
- ・当大学校HPより求人票・各種書類が取得可能です。

www3.jeed.go.jp/fukuoka/college/ 「企業のみなさま→求人・採用に関すること」

送付先：〒802-0985 福岡県北九州市小倉南区志井 1665-1

九州職業能力開発大学校 キャリア支援室

kyushu-college02@jeed.go.jp